

2023年1月19日

各位

会社名 株式会社タイムコ
代表者名 代表取締役社長 酒井 誠 一
(東証スタンダード市場・コード番号 7501)
問合せ先 取締役管理部長 荻原 浩 二
電話 03-5600-0122

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月19日開催の取締役会において、2023年2月27日開催予定の第53期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次のとおり定款を変更するものであります。

- 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類に記載また は表示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインターネットを 利用する方法で開示することにより、株主 に対して提供したものとみなすことができ る。	第3章 株主総会 (削除)

現行定款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更S前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2023年2月27日(月) (予定)
定款変更の効力発生日(予定) 2023年2月27日(月) (予定)

以 上